

【契約書別紙】短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 7年 4月 1日現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 045-852-0012 (午前8時30分～午後5時30分まで)
 担当 石橋 良平

* ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2. 特別養護老人ホーム 田谷の里概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイ田谷の里
所在地	神奈川県横浜市栄区田谷町1364番2
介護保険指定番号	短期入所生活介護事業 1473500872

(2) 同施設の居室等の概要

定員 100名 + 短期入所(ショートステイ)20名 ※1ユニット10名(12ユニット)

居室・設備の種類	室数	居住費算定	備考
一人部屋	12 室	ユニット型個室	個室(14.53㎡)
一人部屋	12 室	ユニット型個室	個室(15.10㎡)
一人部屋	24 室	ユニット型個室	個室(15.12㎡)
一人部屋	48 室	ユニット型個室	個室(15.21㎡)
一人部屋	12 室	ユニット型個室	個室(15.32㎡)
一人部屋	12 室	ユニット型個室	個室(15.50㎡)
合計	120 室		
医務室	1 室		
感染症対策室	2 室		
特別室	1 室		
共同生活室	12 室		
機能訓練室	1 室		
多目的室	1 室		
浴室	15 室	個別浴室、寝台浴室、機械浴室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設・設備です。

(3) 同施設の職員体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

【特別養護老人ホーム 100名 + ショートステイ 20名】

職種	常勤換算	指定基準
1 施設長(管理者)	1.0 名	1.0 名
2 医師	必要数	
3 生活相談員	2.0 名	2.0 名
4 介護支援専門員	3.0 名	1.0 名
5 管理栄養士	2.0 名	1.0 名
6 機能訓練指導員	2.0 名	1.0 名
7 介護職員(内SS職員)	56.4 (8.2) 名	40.0 名
8 看護職員	8.2 名	3.0 名

※ 常勤換算 : 職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した時間です。

3. サービス内容

居室

すべて個室になります。

食事

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により食事を提供します。
(食事時間)

朝食 7:30 ～ 9:30 (共同生活室)

昼食 11:30 ～ 13:30 (共同生活室)

夕食 17:30 ～ 19:00 (共同生活室)

入浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、部分浴または清拭となる場合があります。

介護

短期入所サービス計画に沿っての介護を行います。

着替え、排泄、食事の介助、オムツ交換、体位変換、シーツ交換、居室の清掃、施設内の移動の付き添い・・・等

生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

健康管理

毎日朝食後に血圧、体温測定を行っています。

又、入浴前にも測定を行います。

数値が異常と判断した際はご連絡をさせていただきます。

特別食の提供

当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意しております。メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ね下さい。

理美容サービス

当施設では、月に何回か理美容サービスを実施しております。ただし、外部業者に委託しておりますので料金は別途かかります。

所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。ただし、預ける事のできる所持品の種類や体積に制限があります。

行事

当施設では、毎月入居者、地域の方も含め行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは毎月の予定について職員にお問い合わせ下さい。

貴重品管理

貴重品の管理が困難な場合は貴重品管理サービスをご利用頂けます。

4. 料金

別添の料金表の通り

(支払い方法)

月末締めのお支払となります。

お支払い方法は預金口座からの引き落としとさせていただきます。

現金での直接のお支払は出来ませんのでご了承ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が「非該当」(自立)または要支援と認定された場合
※ この場合、認定日から30日の経過をもって退所していただくこととなります。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設との本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は退所していただく場合がございます。
この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合契約終了30日前までに文書で通知いたします。

(2) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護ご利用の中止

①利用開始予定日以前の中止

利用前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の10%

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為がありうる場合、及びあった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1)運営の方針

1. 事業所は居宅サービス計画に基づき、可能な限り在宅での生活の継続を念頭に、入浴、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにする。
2. 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ち日常生活に必要な援助、介護サービスを行う。
3. 当事業所は、レクリエーション、四季を通じた様々な行事を行い、入居生活の質を高める。
4. 事業の実施にあたり、入居者がその他の保健医療、福祉サービス提供者と継続的、かつ統一的に介護サービスの提供ができるように、その他の保健医療サービス提供者との連携に努める。

(2)施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会
面会者は、面会時間を遵守し、受付にて記帳して下さい。
面会時間：午前 8時30分から午後 9時00分
外泊、外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て所定の書類にご記入下さい。
- ・ 飲酒、喫煙
喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒は他の利用者に迷惑をかけなければ原則として自由です。
- ・ 設備、器具の利用
施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。

- ・ 金銭、貴重品の管理
 - ・ 所持品の持ち込み
 - ・ 施設外での受診
 - ・ 宗教・政治活動

 - ・ ペット
 - ・ 電気器具の持ち込み

 - ・ 危険物の持ち込み
- お預かりしたもの以外の責任は負いかねます。
各居室に収まる程度とします。
原則としてご家族の方にお問い合わせ致します。
施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
原則としてご遠慮下さい。
(施設管理者が認めた場合はこの限りではありません。但し、その場合においても使用料は実費負担となります。又これに起因する事故等についての責任は負いかねます。)
ナイフ・ライター・マッチ等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。
これに反して持ち込んだ場合は当施設にてお預かりいたします。
又、これに起因する事故等についての責任は負いかねます。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
住所	
フリガナ	
氏名	
続柄	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応
 - ・ 防災設備
 - ・ 防災訓練
 - ・ 防火責任者
- 別途定める「特別養護老人ホーム田谷の里 消防計画」にのっとり対応を行います。
スプリンクラー、自動火災報知機、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、防火扉等完備
別途定める「特別養護老人ホーム田谷の里 消防計画」にのっとり避難訓練等を実施します。
施設長 三輪 慎太郎

9. サービス内容に関する相談・苦情

- ・ご利用者やご家族などから意見を頂き職員(受付者)は、苦情受付及び内容経過報告書に必要事項を記入し、各部署の所属長(苦情受付担当者)及び施設長(苦情解決責任者)に報告します。所属長は、意見提供者に対応を協議した結果を報告し、確認をします。その後も引き続き経過を観察し、意見提供者に情報をお伝えしていきます。

- ① 当施設ご利用者相談・苦情担当
担当 石橋 良平 電話 045-852-0012

- ② その他
苦情処理相談窓口 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部 高齢施設課
電話 045-671-2408
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
電話 045-329-3447
苦情解決第三者委員会
担当 佐藤 望
岡寄 律子

10. 嘱託医

医療機関の名称	西横浜国際総合病院
医師名	大久保 健彦 平澤 輝一
所在地	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町56番地
電話番号	045-871-8855
診療科目	内科・内科/泌尿器科

11. 協力医療機関

医療機関の名称	西横浜国際総合病院
所在地	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町56番地
電話番号	045-871-8855
診療科目	内科(一般・呼吸器・循環器・透析内科)外科・整形外科・消化器科 甲状腺外科・肛門科・脳神経内科・脳神経外科・耳鼻咽喉科・泌尿器科 精神神経科・放射線科・リハビリテーション科・麻酔科・腎臓内科・眼科
入院設備	あり
救急指定の有無	あり

12. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	アーク歯科クリニック
医師名	清水 肇
所在地	横浜市戸塚区戸塚町120番地9
電話番号	045-862-3561

13. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 愛生福祉会	
法人所在地	愛知県名古屋市中区北區鳩岡町一丁目7番地20	
代表者職・氏名	理事長 増 井 香 織	
定款の目的に定めた事業	1. 介護老人福祉施設事業	8箇所
	2. 地域密着型介護老人福祉施設	2箇所
	3. 軽費老人ホーム	1箇所
	4. 軽費老人ホームケアハウス	1箇所
	5. 養護老人ホーム	1箇所
	6. 短期入所生活介護事業	10箇所
	7. 高齢者自立支援短期宿泊事業	1箇所
	8. 通所介護事業	8箇所
	9. 認知症対応型共同生活介護事業	3箇所
	10. 訪問介護事業所	4箇所
	11. 訪問入浴介護事業	1箇所
	12. 居宅介護支援事業	4箇所
	13. 配食サービス事業所	1箇所
	14. 事業所内託児所	3箇所
	15. 介護員養成研修事業	1箇所
	16. サービス付き高齢者住宅	1箇所
	17. 調剤薬局	1箇所
	18. 生活援助員派遣事業	1箇所
	19. 診療所	1箇所
	20. 訪問看護事業	1箇所

令和 年 月 日
介護老人福祉施設入所にあたり、契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 神奈川県横浜市栄区田谷町1364番地2
名称 ショートステイ田谷の里
管理者 施設長 三輪 慎太郎 印

説明者 所属 生活相談員

氏名 海老名 啓子 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

7号棟

氏名 _____ 印
(利用者保証人)
住所

7号棟

氏名 _____ 印

利用者との続柄